

「法人タクシーの運転者になるために」  
～運転者登録までの流れを紹介～

法人タクシーの運転者として、新たに運転者登録を行うまでの流れを動画で紹介しています。

東京都特別区、武蔵野市、三鷹市の区域で、法人タクシーの運転者になるためには、タクシー会社への就職、二種免許の取得が必要なことはもちろんのこと、タクシーセンターでの新規講習4日間を受講し、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験に合格し、運転者の登録をして、運転者証の交付を受けなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、タクシー運転者が減少しているなか、新たにタクシー運転者になろうとする方の参考として作成しました。

タクシーセンターホームページにて令和3年12月14日（火）より公開します。

登録運転者数

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度							
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
登録運転者数	71,254	70,679	67,943	67,796	67,631	67,370	67,041	66,683	66,367	66,074	65,814

新規講習修了者数

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度								令和3年度合計 (11月末現在)
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
新規講習修了者数	5,288	5,092	3,430	437	217	197	203	188	221	267	241	1,971



〈問合せ先〉 公益財団法人 東京タクシーセンター  
東京都江東区南砂7-3-3

担当：企画広報課 駒井 電話 03(3648)9036